大雨被害を受けた繊維原材料再購入支援事業補助金　交付要領

（通則）

第１条　大雨被害を受けた繊維原材料再購入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和４６年福井県規則第２０号。以下「規則」という。）および産業労働部産業技術課所管補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要領において「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第２条第１項に規定するものをいう。ただし、別紙１に記載する事業者（みなし大企業）を除く。

２　この要領において「繊維事業者」とは、日本標準産業分類に掲げる大分類Ｅ「製造業」における中分類１１「繊維工業」を主たる事業として営む者をいう。

（補助事業者）

第３条　要綱第２条に規定する補助事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）福井県内に事業所を有する繊維事業者かつ中小企業者であり、令和８年８月２９日からの大雨により被害を受けた者であること

（２）前項記載の大雨による被害を受けたことを証する公的機関が発行した被災証明書または罹災証明書を取得していること

（３）福井県の県税および地方消費税に滞納がないこと

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営または運営に実質的に関与している個人または法人等

（４）役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、または雇用している個人または法人等

（５）役員等が、その属する法人等もしくは第三者の不正な利益を図る目的またはその属する法人もしくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用している個人または法人等

（６）役員等が、暴力団または暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している個人または法人等

（７）役員等が、その理由を問わず、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人または法人等

（８）役員等が、暴力団または暴力団員がその経営または運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人または法人等

３　知事が規則第５条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が前項の規定に該当することが明らかになったときは、規則第１６条第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。

４　前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第１７条第１項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（補助事業の内容）

第４条　本事業は、大雨による被害により補助事業者が廃棄した、製造に使用する原材料（原糸、加工糸、生地、染料など）について、事業再建のための再購入を支援するものである。

（補助事業の経費の範囲）

第５条　要綱第２条に規定する補助事業の経費（以下「補助対象経費」という。）の範囲は、別紙２のとおりとする。

（補助金の補助率および上限額）

第６条　補助金の補助率は、１／４以内とする。

２　補助金の上限額は、補助事業者あたり２５０万円とする。

（補助対象期間）

第７条　補助事業の補助対象期間は、令和８年８月２９日からの大雨による被害を受けた日から令和９年２月２６日までとする。

（補助金の交付の申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第１号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第９条　知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、交付規則第５条および同規則第６条の規定に基づき補助金交付の決定を行い、同規則第７条の規定に基づき申請者に交付の決定を通知する。

（補助金の交付の条件）

第１０条　この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

（１）補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の総額の２０％を超えない増額および減額もしくは経費区分の配分の２０％を超えない変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

（２）補助事業者は、補助事業の内容の変更（補助金の交付の目的および補助事業の能

率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

（３）補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

（４）補助金の額の確定後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部を福井県に納入させることがあること。

２　補助事業者が前項第１号から第３号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次に掲げるとおりとする。

（１）計画変更承認申請書（様式第２号）

（２）補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第４号）

（事業遅延等の報告）

第１１条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１２条　補助事業者は、規則第１０条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに事業遂行状況報告書（様式第３号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第１３条　補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して１か月以内または令和９年３月５日（金）のいずれか早い日までに、完了実績報告書（様式第５号）を知事に提出するものとする。

（是正命令等）

第１４条　知事は、前条に基づく実績報告の内容を審査し、補助事業の実施結果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときには、当該事業内容等に適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命じることができる。

２　補助事業者は、前項の措置が完了したときには、前条の規定に準じる実績報告を提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１５条　知事は、第１２条の規定による報告を受けた場合には、規則第１３条の規定に基づき、報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第１６条　この補助金は、規則第１３条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認められる場合は、概算払により交付することができる。

２　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の経理）

第１７条　補助事業者は、補助事業の経理について当該補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにするとともに、その会計帳簿および収支に関する証拠書類を当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておくものとする。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が５年よりも長い場合は、その財産処分制限期間保存しなければならない。

（帳簿の管理）

第１８条　補助事業者は購入した原材料については受払簿などで購入、使用、在庫の数量を日付の明記とともに管理するとともに、知事から要求があった場合、受払簿などを速やかに提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第１９条　知事は、補助が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請に係る補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

（１）本交付要領の規定に基づく措置に違反した場合および補助対象者が補助金を他の用途へ使用した場合

（２）補助事業に関して補助金の交付要件、交付決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合

（３）当該補助事業を遂行する見込みがないと判断した場合

（４）補助事業者が、第１３条で定める期限までに正当な理由なく、実績報告書を提出しなかった場合

２　前項の規定は補助金の額の確定後においても適用されるものとする。

（補助金の返還）

第２０条　知事は、第１９条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合には、当該補助事業の取消しに係る部分に関し、その額の返還を、期日を定めて命じるものとする。また、補助金返還を求められた補助対象者は、知事が定める期日までに返還しなければならない。

（加算金および延滞金）

第２１条　補助事業者は、知事から第２０条に基づく補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控

除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

２　補助事業者は、知事から補助金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

３　知事は、前２項においてやむを得ない事情があると認めたときは、加算金または遅滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

（立入検査等）

第２２条　知事は、補助事業の適正を期すため、必要に応じて、補助対象者に対して報告させ、または知事が指定する者により、補助対象者の事務所等に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

（情報提供）

第２３条　知事は、本補助金の適正かつ円滑な執行を図るために必要があるとき、および、本事業に係る市町の協調補助に必要があるときは、申請内容、交付決定状況その他本事業に関する情報を関係市町に提供することがある。

（その他）

第２４条　この要領に定めるもののほか、補助金の交付に必要なことは別に定める。

附　則

この要領は、令和８年１０月３０日から施行する。

別紙１　みなし大企業（第２条関係）

次の（１）～（５）のいずれかに該当する事業者（みなし大企業）

（１）発行済株式の総数または出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

（２）発行済株式の総数または出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

（３）大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

（４）発行済株式の総数または出資価格の総額を（１）～（３）に該当する中小企業者が所有している中小企業者

（５）（１）～（３）に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

別紙２　補助対象経費の範囲（第５条関係）

経費区分	内容
原材料費	大雨による被害により補助事業者が廃棄した、製造に使用する原材料（原糸、加工糸、生地、染料など）について、事業再建のための再購入に要する経費
留意事項 １　原材料１種類あたりの購入上限は大雨被害による廃棄量、または、前年度年間使用数量実績の１／３いずれか小さい方とする。ただし、最小購入単位が前記数量を上回る場合は最小購入単位を購入上限とする。 ２　以下に係る経費は、補助対象外とする。 ア　「大雨被害を受けた被災事業者再建支援事業補助金」の対象となる事業用施設、設備等 イ　大雨による被害がなくとも購入する予定であった原材料、および、生産拡大のための追加購入に要する経費 ウ　本補助金に関する書類作成代行費用 エ　他の事業との明確な区分が困難である経費 オ　借入金等の支払利息および遅延損害金 カ　汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費・レンタル費 キ　その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費	